

山梨県 県土整備部 営繕課 電子納品運用ガイドライン

平成20年4月改訂

山梨県 県土整備部 営繕課

< 目次 >

本ガイドラインについて.....	1
電子納品導入のスケジュールについて.....	2
電子納品の対象範囲について.....	3
基準の適用時期の例外について.....	6
特記仕様書等への記載方法について.....	6
地理情報について.....	7
電子成果物の検査について.....	7
電子媒体について.....	8
山梨県県土整備部電子納品要領の準用について.....	9
山梨県県土整備部電子納品運用マニュアルの準用について.....	13

本ガイドラインについて

「山梨県**県土整備部**営繕課電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）は営繕課発注の建設工事・業務において電子納品を実施するための運用を示したものであり、また「山梨県**県土整備部**営繕課電子納品要領」（以下「県営繕要領」という）を補完するものである。発注内容に応じた納品要領は次による。

建設工事

営繕工事	「山梨県 県土整備部 営繕課 電子納品要領」
土木工事	「山梨県 県土整備部 電子納品要領」 （次項以下「県土木要領」という）を準用

建築関係建設コンサルタント業務

建築設計業務	「山梨県 県土整備部 営繕課 電子納品要領」
建築工事監理業務	「山梨県 県土整備部 営繕課 電子納品要領」
耐震診断業務	「山梨県 県土整備部 営繕課 電子納品要領」
土木設計業務	「山梨県 県土整備部 電子納品要領」を準用
敷地測量業務	「山梨県 県土整備部 電子納品要領」を準用
地質調査業務	「山梨県 県土整備部 電子納品要領」を準用

県営繕要領は「山梨県CALS/EC整備基本計画」を踏まえ、山梨県**県土整備部**営繕課が発注する営繕関係の工事及び業務に限って電子納品を実施するために策定されたものである。これは山梨県の他部局で発注される営繕関係の工事及び業務にも準用できることを狙いとしたためである。

また、営繕課で発注するものの中には土木工事及び土木設計、測量、調査業務もあるので、これらについては「山梨県**県土整備部** 電子納品要領」を準用することとした。

ガイドラインは、営繕課で発注される全ての建設工事・業務への運用を示したものであり、県営繕要領を補完するものでもある。CALS/EC導入の進捗や状況の変化などに応じ逐次改訂していく。

営繕工事とは・・・建築物に関する新增改築・改修・修繕工事等

土木工事とは・・・舗装工事・造成工事・植栽工事（土木等施工業者に発注する工事）

1 CALS/EC実施方針

山梨県CALS/EC整備基本計画（平成15年3月）では、2003年度（平成15年度）から2010年度（平成22年度）までの8ヶ年を実施期間として、短期・中期・長期の達成目標を以下のように設定している。

（1）短期目標

短期では、実証実験に着手するための情報化基盤を整備するとともに、電子入札、情報共有（交換）、電子納品などの各種実証実験を実施することから、「受発注者間の情報発信体制の確立と実証実験の開始」を目標として設定する。

電子納品においては、データ利用方法の検討を行いながら可能なものから段階的に導入していく。

（2）中期目標

中期目標においては、全国的な流れを視野に入れ、「行政内部の業務改革推進と県事業での建設CALS/EC完全実施」を目標として設定する。

(3) 長期目標

最終的な達成目標では、建設事業全体で統合的なCALS/ECの実施環境を構築することが必要であるため、短期・中期目標を受け、「県全体における新たな公共事業執行システムの確立」を目標として設定する。さらに、危機管理に活用できる地図情報活用の為の具体的方策の構築、広く県民に役立つ情報を提供するためのシステムを構築する等、次世代CALS/EC計画に向けた構想を完成させる。

表 1-1 整備基本計画の期間別目標と普及範囲

対象期間		短期 (準備期間)	中期 (展開期間)	長期 (普及期間)
		2003～2004年度 (平成15～16年度)	2005～2007年度 (平成17～19年度)	2008～2010年度 (平成20～22年度)
達成目標		・受発注者間の情報発信体制の確立と実証実験の開始	・行政内部の業務改革推進と県事業での建設CALS/EC完全実施	・県全体における新たな公共事業執行システムの確立
普及範囲	発注者	・県公共発注部門の一部	・県公共発注部門の大部分 ・県内市町村の一部	・県公共発注部門全体 ・県内市町村全体
	受注者	・実証実験に参加する民間企業	・主要民間企業	・民間企業の大部分

電子納品導入のスケジュールについて

本県ではCALS/ECの導入にあたっては、段階的に実施範囲を拡大してきた。実施範囲の拡大は以下に示すように、「設計・測量・調査業務」「建設工事」毎に異なるが、2007年度には全ての業務・建設工事について電子納品の本運用を開始した。

	2003年度 (H15)	2004年度 (H16)	2005年度 (H17)	2006年度 (H18)	2007年度 (H19)
設計・測量 調査業務					本運用
建設工事			写真のみ本運用		本運用

【設計・測量・調査業務】

- 2004年度：設計業務等の電子納品一部導入
- 2005年度：設計業務等の電子納品範囲拡大
- 2006年度：設計業務等の電子納品を全案件に適用

【建設工事】

- 2004年度：工事写真の電子納品一部義務づけ
- 2005年度：工事写真の電子納品義務づけ範囲拡大
- 2005年度：工事完成図書の電子納品一部導入
- 2006年度：工事完成図書の電子納品範囲拡大（工事写真の電子納品は全件に適用）
- 2007年度：工事完成図書の電子納品を全案件に適用

電子納品の対象範囲について

電子納品を対象とするものについては、以下のとおりとする。

- 1 建設工事
 - 営繕工事
 - 土木工事
- 2 建築関係建設コンサルタント業務
 - 建築設計業務
 - 工事監理業務
 - 耐震診断業務
 - 土木設計業務
 - 敷地測量業務
 - 地質調査業務
- 3 対象時期
 - 指名競争入札については指名通知日、一般競争入札については公告日が平成19年4月1日以降のもの。
- 4 対象とする資料の範囲

営繕工事	別表1	1 工事写真 2 工事写真以外の工事関係資料のうち 完成図及び保全に関する資料
建築設計・工事監理・耐震診断業務	別表2による	
土木工事	山梨県県土整備部	電子納品運用マニュアルによる
土木設計・敷地測量・地質調査	山梨県県土整備部	電子納品運用マニュアルによる
- 5 対象金額

営繕工事	金額にかかわらずすべて	
建築設計・工事監理・耐震診断業務	金額にかかわらずすべて	
土木工事	山梨県土木部	電子納品運用マニュアルによる
土木設計・敷地測量・地質調査	山梨県土木部	電子納品運用マニュアルによる

将来再利用が想定されない業務は、電子納品の対象としない。

例えば、「畳表替え」「換気扇取替え」等がこれにあたる。

なお、省スペース化等のためこれらの業務の成果品を電子化して提出することを妨げない。

(1) 導入方針

対象時期および対象金額については山梨県CALS/EC整備基本計画にもとづいて、段階的に範囲拡大を実施してきた。

別表1 原則として電子納品を行うべき工事関係資料

1 工事写真

全ての工事写真

2 工事写真以外の工事関係資料 (官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン別表1 p9)

フォルダ名称	分類	原則として電子納品を行うべき工事関係資料
PLAN	施工計画書	
SCHEDULE	工程表	
MEET	打合せ簿	
MATERIAL	機材関係資料	試験計画書(機材検査に伴うもの)
PROCESS	施工関係資料	試験計画書(施工検査に伴うもの) 施工報告書 工事実施状況報告書(月報)
INSPECT	検査関係資料	
SALVAGE	発生材関係資料	発生材調書 処理報告書
DRAWINGF	完成図	完成図
MAINT	保全に関する資料	主要材料機器一覧表 保全に関する説明書 官公署届出書類一覧表 使用資材等製作図・承諾図
OTHR		

・別表1に示した資料については可能な限り電子納品を行うこととするが、電子化することが著しく非効率な場合等は、受発注者間協議により紙による納品とすることができる。

・その他の資料については、資料の性質や受注者の対応状況等を考慮し、資料の作成から検査の過程を通じて電子データで扱うことが効率的な資料については電子納品を行う。

別表2 原則として電子納品を行うべき建築関係建設コンサルタント業務関係資料

(A) 建築設計業務

(ア) 設計図(DRAWINGフォルダ)

全ての設計図CADファイル

(イ) 設計図以外の資料(REPORTフォルダ)(官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン別表2(A) p10)

資料大分類	資料小分類	資料名称
基本計画	建築	計画説明書、工事費概算書、 構造計画概要書、仕様概要書、 昇降設備計画概要書
	電気設備	電気設備計画概要書、仕様概要書、 工事費概算書、電気設備現地調査書
	機械設備	空気調和設備計画概要書、 給排水衛生設備計画概要書、仕様概要書、 工事費概算書、機械設備現地調査書
	その他	設計説明書
実施設計	建築	計画通知書、構造計算書、仕様書、 建築工事積算数量調書、 防災計画図書、省エネルギー関係計算書
	電気設備	計画通知書、各種計算書、 電気設備工事積算数量調書、 防災計画図書、省エネルギー関係計算書
	機械設備	計画通知書、各種計算書、 機械設備工事積算数量調書、 防災計画図書、省エネルギー関係計算書
	その他	コスト縮減検討報告書、リサイクル計画書、 設計説明書、技術検討報告書

(B) 工事監理業務 (官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン別表2(B) p10)

資料大分類	資料小分類	資料名称
監理業務報告書	報告書	報告書、提案書、指示書、協議書
	打合せ簿	打合せ簿

(C) 耐震診断業務等 (官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン別表2(C) p10)

資料大分類	資料小分類	資料名称
総合耐震診断	報告書	診断総括表、各部門別診断結果表、 調査報告書、各部門別計算書
	打合せ簿	
改修基本計画	報告書	改修基本計画報告書、調査報告書
	打合せ簿	

- ・別表2に示した資料については可能な限り電子納品を行うこととするが、電子化することが著しく非効率な場合等は、受発注者間協議により紙による納品とすることができる。
- ・その他の資料については、資料の性質や受注者の対応状況等を考慮し、資料の作成から検査の過程を通じて電子データで扱うことが効率的な資料については電子納品を行う。

基準の適用時期の例外について

・適用時期に関する例外

原則として指名競争入札については指名通知日、一般競争入札及び公募型指名競争入札については公告日において国土交通省の最新の電子納品の基準を適用することになっている。

しかし、受注者が購入している電子納品作成ソフト（サポートが保証されているものに限る）が、そのメーカーの出す最新のものに更新されているにも関わらず、そのソフトのバージョンアップ対応が間に合わない為、国土交通省の新しい電子納品要領に対応できない場合は、旧基準により納品することを認める。

特記仕様書等への記載方法について

・特記仕様書等への記載方法について

電子納品の実施にあたって、特記仕様書等に記載すべき事項を以下に示す。

（１）営繕工事

- ・ 電子納品を実施すること
- ・ 適用基準類
- ・ 書面における署名及び捺印の取り扱い
- ・ 設計図CADデータの貸与の有無
- ・ 貸与するCADデータの著作者名
- ・ 貸与するCADデータを当該工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならないこと

（２）建築関係建設コンサルタント業務

- ・ 電子納品を実施すること
- ・ 適用基準類
- ・ 書面における署名及び捺印の取り扱い
- ・ 提出されたCADデータを、当該施設に係る工事の請負者に貸与し当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用する等、建築設計業務委託契約書第7条第1項の規定の範囲内で利用することがあること

（官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドラインに準拠した）

・特記仕様書等に記載する「書面における署名及び捺印の取り扱い」

（電子成果物の原本性保証に関する措置）

電子納品の導入にあたっては、従来の書面に対する署名又は捺印に代わる措置として、電子署名の導入が求められるが、電子署名の導入は現時点では困難であるため、当面の措置として、以下の通りとする。

- 1) 受注者は、電子媒体の内容の原本性を証明するために、電子媒体に署名又は捺印の上、提出する。
- 2) 共通仕様書に基づく各書面に対する署名又は捺印は、上記1)の措置をもって代えることができることとする。

（官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドラインに準拠した）

地理情報について

工事管理ファイルに、施設及び建築物の基準点位置情報を記入する際は世界測地系で記入する。日本では、平成14年4月1日より日本測地系から世界測地系に移行したため、市販の電子地図等では日本測地系で表示されるものもあり注意する必要がある。

なお、日本国土地院のホームページにおいて、各種変換ツール、地理情報等が公開されている。

- ・ 日本測地系から世界測地系への変換
<http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/ky2jgd/about.html>
- ・ 平面直角座標系から緯度・経度への変換
<http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/ky2jgd/about.html>
- ・ 数値地図2500
<http://sdf.gsi.go.jp/index.html>

(官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドラインから引用)

電子成果物の検査について

(1) 電子媒体に格納された資料について

電子データで検査することを原則とするが、紙と電子データが混在している場合等、紙により検査を行う方が効率的な場合は、紙により検査を行うことができることとする。

なお、検査用の機器の準備と操作は原則として受注者が行う。

(官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドラインから引用)

(2) 電子媒体のフォルダ構成、管理ファイルについて

電子媒体のフォルダ構成、管理ファイル等が電子納品要領に基づき正しく作成されているかについては、**山梨県の配布する「山梨県土木部電子納品チェックソフト」**によりチェックを行う。

受注者は、電子媒体の作成後チェックを行った上で電子成果物を発注者に提出し、発注者はチェックを行った上で電子成果物を受領することとする。

ただし、発注者のチェックによるエラーの修復は、指示に従い受注者が行うこととする。

そのエラーが協議済みのものであれば、内容を打合わせ議事録に記載する。

なお、「**山梨県土木部電子納品チェックソフト**」のセットアップファイル及び利用マニュアルは、**山梨県のホームページから無償でダウンロードすることができる。**

(<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/ds-gijutsu/21791346086.html>)

「**山梨県土木部電子納品チェックソフト**」は、営繕関係の工事及び業務については「**山梨県総務部営繕課電子納品要領・同運用ガイドライン(平成19年4月)**」に従っているため、受注者コード及び請負者コードについてはエラーが表示されるが、ソフトが改善されるまでの間は支障ないこととする。

電子媒体について

(1) CD-Rのフォーマット形式の「ISO9660 LEVEL1」

ISO9660は、異なるコンピュータやOSでも読み込むことが可能なように定められたフォーマットである。この高い互換性を確保するためにさまざまな制約条件がある。

主なものは、以下のとおりである。

- ・ ファイル名は8文字以内、拡張子3文字以内としてファイル名と拡張子の間をピリオドで区切る。
- ・ 使用可能な文字は、半角の0～9の数字とA～Zのアルファベットの半角大文字及びアンダーバー（_）のみ。

このほか、ISO9660にはLEVEL2及びLEVEL3がある。

これらは、それぞれLEVEL1より制約条件が緩和されており、LEVEL2ではファイル名が31文字まで許容されている。また、LEVEL3は、1つのファイルを複数のブロックに格納することが可能なフォーマットである。

なお、ISO9660のLEVELは、互換性の高いほうからLEVEL1～3と設定されており、通常ISO9660という場合は、LEVEL1のことを指す。

(山梨県県土整備部電子納品用マニュアルから引用。)

(2) CD-Rの耐久性に関する仕様については、長期保存の必要性により受発注者間で協議し決定すること。

山梨県県土整備部電子納品要領の準用について

【解説】

山梨県県土整備部電子納品要領を、次の箇所を変更して準用する。

山梨県土木部電子納品要領	ページ	準用方法
1 適用	1	一部変更して適用
2 電子納品対象業務	1	変更
3 要領に関連する国土交通省の要領および基準	2	適用
4 共通編	3	
4-1 電子ファイルのフォーマットについて	3	適用
4-2 管理ファイルについて	3	適用
4-3 電子媒体	4	一部変更して適用
4-4 納品物のチェック	5	一部変更して適用
4-5 電子媒体管理書	5	適用しない
4-6 電子媒体のケース	6	一部変更して適用
4-7 提出する部数について	6	適用
4-8 積算方法（歩掛について）	6	適用
4-9 電子化の対象書類	6	適用
4-10 議事録ファイルについて	6	適用
4-11 マクロを含んだファイルについて	6	適用
4-12 電子納品の検査について	6	適用
4-13 電子データの保管・管理	7	適用しない
5 設計編	7	
5-1 適用	7	適用
5-2 報告書ファイル容量	7	適用
5-3 特記仕様書の作成	7	適用
6 測量編	8	
6-1 適用	8	適用
6-2 全体構成	8	適用
6-3 測量フォルダ構成	9	適用
6-4 測量成果管理項目	10	適用
6-5 基準点測量成果ファイル	10	適用
6-6 地形測量成果ファイル	12	適用
6-7 応用測量成果ファイル	13	適用
6-8 測量成果等	16	適用
6-9 基準点測量と業務管理項目の入力について	17	適用
6-10 成果文書ファイルの取り扱い	17	適用
6-11 図面データの取り扱い	17	適用
6-12 用地測量調査業務で提出するファイルについて	18	適用
6-13 用地調査業務等の電子納品について	18	適用
7 工事完成図書編	19	
7-1 適用	19	適用
7-2 電子納品対象書類	19	適用
7-3 電子納品対象工事について	19	適用

7-4 「工事完成図」の定義について	- - - - -	19	適用
7-5 「工事完成図」を電子納品とする工事について	- - - - -	19	適用
7-6 「工事完成図」として納める図面について	- - - - -	19	適用
7-7 出来形管理図の定義	- - - - -	19	適用
7-8 出来形管理図のデータ形式について	- - - - -	20	適用
7-9 打合せ簿管理ファイル(MEET.XML)について	- - - - -	20	適用
7-10 発注図の準備	- - - - -	20	適用
7-11 特記仕様書の作成	- - - - -	20	適用
8 CAD編	- - - - -	21	
8-1 適用範囲	- - - - -	21	適用
8-2 CADデータのフォーマットについて	- - - - -	21	適用
8-3 用地測量図面におけるレイヤ構成	- - - - -	22	適用
9 写真編	- - - - -	23	
9-1 写真ファイルの扱い	- - - - -	23	適用
9-2 写真管理ファイル(PHOTO.XML)について	- - - - -	23	適用
9-3 工事写真の整理方法	- - - - -	24	適用
9-4 デジタル写真作成時の留意点	- - - - -	24	適用
9-5 その他の留意事項	- - - - -	24	適用

変更点の詳細

----- ページ

1 適用

----- 1

以下のように読み替える。

この「山梨県**県土整備部**電子納品要領（以下「本要領」という）」は、営繕課が発注する土木工事及び土木設計・測量・地質調査における最終成果品（業務成果品・工事完成図書）を電子納品する場合に適用する。

2 電子納品対象業務

----- 1

以下のように読み替える。

電子納品を実施する対象業務については、「山梨県**県土整備部**営繕課電子納品運用ガイドライン」による。

4 共通編

4 - 3 電子媒体

----- 4

（２）電子媒体の表記規則について

以下のように読み替える。

電子媒体については、以下の各項目に従うものとする。

- ・ 媒体には、以下の情報を明記する。

【測量調査・地質調査の場合】

業務名称

契約番号

発注担当部署名称

受注者名称

作成年月

何枚目 / 総枚数

ウイルスチェックに関する情報

CD-Rフォーマット形式

電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。

【工事の場合】

工事名称

工事場所

契約番号

発注担当部署名称

請負者名称

作成年月

何枚目 / 総枚数

ウイルスチェックに関する情報

CD-Rフォーマット形式

電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。

納品するCD-Rに直接専用のプリンタで、必要項目を黒色で全て記載するものとする。

そのために、CD-Rの表面はプリンター専用のもとし、捺印を行うため白色とする。

なお、記入例は「**山梨県県土整備部電子納品運用マニュアルの準用について（P16）**」に示す。

4 - 4 納品物のチェック 5

以下のように読み替える。

受注者は電子成果物を納品する前に、必ず、山梨県の「山梨県土木部電子納品チェックソフト」(以下「(県)電子納品チェックソフト」という)によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、エラーチェック結果については印刷したものを提出すること。
ただし、発注者のチェックによるエラーの修復は、指示に従って受注者が行うこととする。

4 - 5 電子媒体管理書 適用しない 5

4 - 6 電子媒体のケース 6

以下のように読み替える。

電子媒体は、プラスチックケースに入れて納品する。
なお、ケースは6mm厚とし、表面には媒体のラベルと同じ内容を明記するが、署名又は捺印は不要とする。

記入例は「山梨県土木部電子納品運用マニュアルの準用について(P17)」に示す。

4 - 13 電子データの保管・管理 適用しない 7

山梨県県土整備部電子納品運用マニュアルの準用について

【解説】

山梨県県土整備部電子納品運用マニュアルを、次の箇所を変更して準用する。

山梨県土木部電子納品運用マニュアル	ページ	準用方法
1 電子納品運用マニュアルについて	1	
1-1 位置づけ	1	変更
1-2 電子納品の定義	3	適用
2 電子納品の対象について	3	変更
3 県の要領に関連する国土交通省の要領および基準	5	適用
4 共通編	10	
4-1 電子ファイルのフォーマットについて	10	適用
4-2 管理ファイルについて	11	適用
4-3 電子媒体	12	一部変更して適用
4-4 納品物のチェック	16	一部変更して適用
4-5 電子媒体管理書	17	適用しない
4-6 電子媒体のケース	19	一部変更して適用
4-7 提出する部数について	20	変更
4-8 積算方法（歩掛りについて）	22	適用
4-9 電子化の対象書類	22	適用
4-10 議事録ファイルについて	23	適用
4-11 マクロを含んだファイルについて	24	適用
4-12 電子納品の検査について	24	一部変更して適用
4-13 電子データの保管・管理	25	適用しない
4-14 その他	30	適用
5 設計編	31	
5-1 適用	31	適用
5-2 報告書ファイル容量	31	適用
5-3 特記仕様書の作成	32	適用
6 測量編	33	
6-1 適用	33	適用
6-2 全体構成	34	適用
6-3 測量フォルダ構成	34	適用
6-4 測量成果管理項目	39	適用
6-5 基準点測量成果ファイル	40	適用
6-6 地形測量成果ファイル	41	適用
6-7 応用測量成果ファイル	45	適用
6-8 測量成果等	50	適用
6-9 基準点測量と業務管理項目の入力について	51	適用
6-10 成果文書ファイルの取り扱い	52	適用
6-11 図面データの取り扱い	53	適用
6-12 用地測量調査業務で提出するファイルについて	54	適用
6-13 用地調査業務等の電子納品について	55	適用
7 工事完成図書編	56	
7-1 適用	56	適用
7-2 電子納品対象書類	56	適用
7-3 電子納品対象工事について	58	適用

7-4 「工事完成図」の定義について	- - - - -	58	適用
7-5 「工事完成図」を電子納品とする工事について	- - - - -	60	適用
7-6 「工事完成図」として納める図面について	- - - - -	65	適用
7-7 出来形管理図の定義	- - - - -	65	適用
7-8 出来形管理図のデータ形式について	- - - - -	66	適用
7-9 打合せ簿管理ファイル(MEET.XML)について	- - - - -	66	適用
7-10 発注図の準備	- - - - -	67	適用
7-11 特記仕様書の作成	- - - - -	69	適用
8 CAD編	- - - - -	70	
8-1 適用範囲	- - - - -	70	適用
8-2 CADデータのフォーマットについて	- - - - -	70	適用
8-3 用地測量図面におけるレイヤ構成	- - - - -	72	適用
8-4 その他	- - - - -	73	適用
9 写真編	- - - - -	75	
9-1 写真ファイルの取り扱い	- - - - -	75	適用
9-2 写真管理ファイル(PHOTO.XML)について	- - - - -	76	適用
9-3 工事写真の整理方法	- - - - -	76	適用
9-4 デジタル写真作成時の留意点	- - - - -	77	適用
9-5 その他の留意事項	- - - - -	79	適用
10 参考	- - - - -	80	

1 電子納品運用マニュアルについて

1 - 1 位置づけ

(2) 実施範囲

----- 2

以下のように読み替える。

山梨県県土整備部営繕課電子納品運用ガイドラインによる。

2 電子納品の対象について

----- 3

以下のように読み替える。

山梨県県土整備部営繕課電子納品運用ガイドラインによる。

4 共通編

4 - 3 電子媒体

(2) 電子媒体の表記規則について

----- 14

以下のように読み替える。

電子媒体については、以下の各項目に従うものとする。

- ・ 媒体には、以下の情報を明記する。

【測量調査・地質調査の場合】

業務名称

契約番号

発注担当部署名称

受注者名称

作成年月

何枚目 / 総枚数

ウイルスチェックに関する情報

CD-Rフォーマット形式

電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。

【工事の場合】

工事名称

工事場所

契約番号

発注担当部署名称

請負者名称

作成年月

何枚目 / 総枚数

ウイルスチェックに関する情報

CD-Rフォーマット形式

電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。

納品するCD-Rに直接専用のプリンタで、必要項目を黒色で全て記載するものとする。
そのために、CD-Rの表面はプリンター専用のもとし、捺印を行うため白色とする。

1) 【測量調査・地質調査の場合】 <記入例>

----- 15

業務名称： 地質調査業務
契約番号： 営繕課第04-0111号
発注担当部署名称： 山梨県県土整備部営繕課
受注者名称： ポーリング㈱
作成年月： 平成20年10月
何枚目 / 総枚数 1 / 2

監督員 印

管理技術者 印

ウイルス対策ソフト名
ウイルス定義年月日 or パターンファイル名
チェック年月日
CD-Rフォーマット形式：ISO9660LEVEL1

2) 【工事の場合】 <記入例>

工事名称： 建設工事
工事場所： 市 x x 1 - 2 - 3
契約番号： 営繕課第04-0100号
発注担当部署名称： 山梨県県土整備部営繕課
請負者名称： 工業株式会社
作成年月： 平成20年10月
何枚目 / 総枚数 1 / 2

監督員 印

管理技術者 印

ウイルス対策ソフト名
ウイルス定義年月日 or パターンファイル名
チェック年月日
CD-Rフォーマット形式：ISO9660LEVEL1

4 - 4 納品物のチェック

----- 16

以下のように読み替える。

受注者は電子成果物を納品する前に、必ず、山梨県の「山梨県土木部電子納品チェックソフト」(以下「(県)電子納品チェックソフト」という)によりチェックを行い、エラーを解消させることとする。また、エラーチェック結果については印刷したものを提出すること。
ただし、発注者のチェックによるエラーの修復は、指示に従って受注者が行うこととする。

電子成果物を納品する前には、国土交通省の要領でも定められているように市販のウイルス対策ソフトを使用して必ずウイルスチェックを行う(ウイルス対策ソフトには、ウイルスを特定・駆除するための定義ファイルがあるが、そのソフトメーカーの提供する最新の定義ファイルを常に入手し使用する。)が、これ以外に最新版の(県)電子納品チェックソフトによりチェックを行うものとし、国土交通省の「電子納品チェックシステム」は使用しないものとする。

この（県）電子納品チェックソフトは、作成した電子成果品が県の要領に従って作成されているかをチェックするもので、「ファイル構成」「XML構成」「XML要素内容」「PDF」「CAD」の5項目についてチェックする。

「CAD」のチェック項目は、「レイヤ名（レイヤ構成）」とこれに関連した「線種」「線色」や「図面余白」「用紙サイズ」「縮尺」「禁則文字」等となっていて、P21形式のみならず、本県で採用するSFC形式のファイル（「8-2 CADデータのフォーマットについて」を参照のこと）を対象にチェックする仕様となっている。

基本的にエラーを解消して納品するのが原則であるが、受発注者間で協議の結果、やむを得ないものと判断されるものもある。

例えば工事における電子納品においては、写真データのみを納品する場合電子納品チェックシステムによりチェックを行った際に、他のデータ（図面管理ファイル、CADデータ等）が存在しないとといったエラーが発生されることが予想される。

その場合、エラーチェック結果に基づき、エラーの内容について、協議日、エラー内容、協議の内容を示した「打合せ議事録」を作成し提出する。

なお、（県）電子納品チェックソフトは、県のホームページから無償でダウンロードできる。URLは10.参考（p80）を参照のこと。

4 - 5 電子媒体管理書 適用しない ----- 17

4 - 6 電子媒体のケース ----- 19

以下のように読み替える。

電子媒体は、プラスチックケースに入れて納品する。

なお、ケースは6mm厚とし、表面には媒体のラベルと同じ内容を明記するが、署名又は捺印は不要とする。

例)

工 事 名 称	建設舗装工事
工 事 場 所	市×× 1 - 2 - 3
契 約 番 号	営繕課第04-0100号
発注担当部署名称	山梨県県土整備部営繕課
請 負 者 名 称	工業株式会社
作 成 年 月	平成20年10月
何枚目 / 総枚数	1 / 2
ウィルス対策ソフト名	
	ウィルス定義年月日 or パターンファイル名
	チェック年月日
	CD-Rフォーマット形式：ISO9660LEVEL1

4 - 7 提出する部数について

----- 20

電子媒体は、正副各1部ずつを納品する。

(1) 設計・測量・調査業務について 適用しない

(2) 成果品の保管管理について 適用しない

4 - 1 2 電子納品の検査について

----- 24

以下のように読み替える。

電子納品された成果物の書類検査は電子データで検査することを原則とする。

ただし、当面、検査を効率的におこなうため、印刷物または電子データと併用で書類検査を実施することも可能とし、その範囲については受発注者間の協議により取り決める。

機器の準備と操作は受注者が行うことを原則とする。

電子納品の検査にあたっては、本来は全て電子データで実施することが望ましいが、実際に検査を行うにあたっては電子データでは確認に時間がかかるものや確認が困難なことが予想される。この結果、従来の紙のみの検査と比較して、電子成果物のすべてを電子データで検査することが必ずしも効率化につながらないことが想定される。したがって、電子納品された書類でも、印刷物を準備して書類検査を実施することもできることとするがその印刷物については必要最小限にとどめる。

機器の準備と操作は原則として受注者が行う。ただし、受注者からの申し出があり監督員が認めた場合はこの限りではない。本来検査を行う場合、発注者購入の電子納品ビューワで行うことが望ましいが、受注者側の機器で検査を行う場合の検査は、受注者所有のアプリケーションソフトでの検査になることはやむを得ない。ただし、アプリケーションソフトは最新の国の要領、基準等に対応したものとする。また機器については、閲覧用のアプリケーションソフトが快適に作動する動作環境のものを用意すること。

4 - 1 3 電子データの保管・管理

適用しない

----- 25